戦略的環境アセスメント制度導入自治体

戦略的アセスメント総合研究会報告書（平成19年3月）より

自治体	埼玉県	東京都	広島市	京都市
制度名称	埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱	東京都環境影響評価条例	広島市多元的環境アセスメント実施要綱	京都市計画段階環境影響評価要綱
新制度施行日	平成14年4月1日	平成15年1月1日	平成16年4月1日	平成16年10月1日
条例施行日	平成11年6月12日	昭和56年10月1日	平成11年6月12日	平成11年6月12日
目的	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある個別事業の計画等の立案段階において、戦略的環境影響評価を行うことにより、環境保全と創造について適正に配慮がなされることを期し、もって環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築に資する（同要綱第1条）	環境影響評価及び事後調査の手続に関し必要な事項を定めることで、計画の策定に際して環境保全について適正な配慮がなされることを期し、もって都民の健康で快適な生活の確保に資する（同条例第1条）	真に持続可能な社会の実現を目指すため、現行の環境アセスメント制度の限界を補完し、事業に先立つ政策や計画等の立案から事業の実施に至るまでの各段階に環境への配慮を組み入れ、環境への負荷をできるだけ少なくしていくシステムを構築する（基本構想 ※1第1章趣旨）	土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の計画立案段階において、計画段階環境影響評価を行いその結果を当該計画の内容決定に反映させることにより、環境の保全及び創造について適正な配慮がなされることを確保し，もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資する（同要綱第1条）
対象計画	個別事業で環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして要領で定めるもの（道路の新設・改築等 20 事業）のうち、県が策定する当該事業に係る計画等	①広域複合開発計画：30ha 以上の地域において複数の対象事業を実施し対象計画、規模、計画人口及び用途別土地利用計画を定める計画 ②個別計画：事業アセスメント対象規模の2倍以上の規模の事業に係る計画のうち事業の実施場所、規模、施設の構造・配置を定める計画	広島市環境影響評価条例で定める対象事業（道路の新設・改築等 16 事業）を実施するために市が策定する計画等	①第1種計画・第2種計画：別に定める事業の事業基本計画（個別の事業に係る主要な内容等を定めようとする計画）で市が策定するもの ②第3種計画：上位計画（事業基本計画の内容を拘束するような計画）のうち別に定めるもの※2
実施主体	対象計画等の策定主体（埼玉県又は要綱に基づき戦略的環境影響評価を実施しようとする県内市町村）	対象計画の策定主体（東京都（東京都と民間事業者が連携している場合は除く））	対象計画等の策定主体（広島市）	対象計画等の策定主体（京都市（計画を策定する局等の長））
評価項目の選定	計画等策定者は、計画等の特性及び関係市町村の地域概況を勘案した上、技術指針に掲げる環境要素の範囲の中から調査・予測・評価の項目を選定 計画等 策定者は、戦略的環境影響評価計画書を作成し、知事に送付	環境影響評価の項目は、公害の防止、生活環境、自然環境、歴史的環境、人と自然との豊かな触れ合い、環境への負荷等について、規則で定めるもののうちから選択する。	計画策定者は、計画等や地域の特性を考慮して評価項目等の重点化・簡略化を検討し、多元的環境アセスメント	計画策定者は、現状調査を踏まえ、計画特性・地域特性を考慮して評価項目等を検討し、その内容について、環境局長と協議を行なう
複数案の比較評価	対象計画等の立案段階で検討している複数案について相対的に評価。 環境の現況又はその推移（ゼロ代替案）及び個々の原案の環境への影響を明らかにした上で原案の比較評価を行い、さらに関連する社会経済面の推計結果を考慮しつつ必要な環境配慮の方向性を示す。	対象計画を策定しようとするとき複数の対象計画の案を策定し環境配慮書を作成。 複数の対象計画案を策定できない場合は、環境配慮書等の提出に代えて、その理由等を記載した書面を知事に提出しなければならない。	計画書を作成するとともに市長に提出多元的環境アセスメント計画書を作成する際の項目の一つとして、複数案（ゼロ代替案を含む）が掲げられている（ゼロ代替案については、「基本構想」において規定）	計画特性・地域特性を考慮して複数案を設定（ゼロ代替案については、設定することが望ましい） 複数案については、設定に当たっての環境局長との協議、報告書案を作成する際の項目の一つとして規定
社会経済面に関する評価との関係	社会経済面の検討は、実行ある環境配慮の検討を効果的に行うために実施	対象計画の案は、できる限り事業の実施による環境影響の回避・低減・損なわれる環境の代償が図られるようにするとともに、社会的要素・経済的要素を踏まえ、採用可能なものとして計画の内容又は環境の保全のための措置が異なる複数の案を策定する	現実性のある環境配慮の検討のため、環境面の保全対策や影響の違いにより社会経済面の影響がどのように異なるかを複数案について比較検討し、明らかにする	作成した複数案について、計画等の実現可能性を検討する際の参考として、社会経済面の情報を整理
環境影響評価の文書作成	計画等策定者は、戦略的環境影響評価計画書に対する住民等意見・知事意見を踏まえ当該計画書の記載事項に検討を加え、技術指針に従って調査等を行い、戦略的環境影響評価報告書を作成し、知事等に送付	計画等策定者は、技術指針に基づいて複数の対象計画の案を策定し、それらが環境に及ぼす影響について調査等を行い、環境配慮書を作成し知事に提出	計画策定者は、多元的環境アセスメント計画書に対する住民等意見・市長意見を踏まえ検討を加え、当該計画書に基づいて多元的環境アセスメントを実施して、多元的環境アセスメント報告書を作成し市長に提出	計画策定者は、複数案の設定、評価項目の選定等の環境局長との協議結果を踏まえ、技術指針に従い計画段階環境影響評価を行い、環境影響報告書案を作成し環境局長に提出
累計的・複合的影響の評価	（規定なし※3）	その実施が複合的かつ累積的に環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発計画として「広域複合開発計画」を対象	（規定なし ※4）	（規定なし）
公衆の関与	知事は、計画等策定者から送付された計画書・報告書について公告・縦覧環境の保全と創造の見地から意見を有する者は縦覧期間満了の日までの間に環境への配慮に関する意見書を計画等策定者に提出できる知事が意見書を作成する場合は、報告書について環境の保全と創造の見地から意見を聴くため公聴会を開催	知事は、計画段階関係地域を定めた後環境配慮書について公示・縦覧事業者は、縦覧期間内に計画段階関係地域内において説明会を開催 都民は、環境配慮書の内容について、環境保全の見地からの意見書を知事に提出することができる知事は、縦覧期間の経過後、環境配慮書の内容について都民の意見を聴く会を開催	市長は、計画策定者から提出された計画書・報告書について公告・縦覧 環境の保全と創造の見地から意見を有する者は公告の日から45日以内に意見書を計画策定者に提出できる 市長は、市民等の意見を聴くため公聴会を開催	市長は、計画策定局長等から環境局長に提出された報告書案について公告・縦覧計画策定局長等は縦覧期間内に報告書案について説明会を開催報告書案について環境配慮の観点から意見を有する者は縦覧期間内に市長に意見書を提出することができる市長は、計画策定局長等から環境局長に提出された報告書について公告・縦覧
専門家の関与	知事の求めにより戦略的環境影響評価技術委員会を設置(専門家)技術委員会は計画書・報告書に対する知事意見を作成する際に知事が意見を聴くための組織（戦略的環境影響評価に関する技術上の重要事項を調査）	知事の附属機関として東京都環境影響評価審議会を設置 審議会は、(特例※5)環境配慮書審査・意見書の作成に関して知事から諮問を受け答申するとともに、複数案を設定できない理由等ついて知事に意見を述べる	専門家で構成する環境影響評価審査会を設置	専門家で構成する環境影響評価審査会を設置市長は、環境局長が計画策定局長等に対し意見書を提出する前に環境影響評価審査会の意見を聴く
環境部局の関与	知事は、計画書・報告書について、環境の保全と創造の見地からの意見書を計画等策定者に送付計画書・報告書について事前に関係市町村長の意見を聴取	知事は、環境配慮書について環境の保全の見地から審査し、環境配慮審査意見書を作成して、事業者・関係区市町村長に送付 環境配慮書について事前に区市町村長の意見を聴取	市長は、計画書・報告書について市長意見を述べるときは、環境影響評価審査会の意見を聴く市長は、計画書・報告書について、環境の保全と創造の見地からの意見書を計画策定者に対して送付	環境局長は、計画策定局長等から市民等からの意見及びその見解書の提出があったとき、環境配慮の観点からの意見書を計画策定局長等に送付

※1 広島市多元的環境アセスメント基本構想

※2 「河川法に基づく河川整備計画」及び「廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画のうち一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画」が定められている

※3 「埼玉県戦略的環境アセスメント基本構想参考資料」において、予測・評価の技術手法等について検討を行うこととしている

※4「基本構想」では調査・予測・評価する手法等について検討を行うこととしている

※5 事業段階環境影響評価書案の作成の免除を受ける場合に作成